

**【表紙】**

|                   |                                      |
|-------------------|--------------------------------------|
| <b>【提出書類】</b>     | 臨時報告書                                |
| <b>【提出先】</b>      | 関東財務局長                               |
| <b>【提出日】</b>      | 平成29年5月26日                           |
| <b>【会社名】</b>      | 株式会社アークコア                            |
| <b>【英訳名】</b>      | ArkCore, Inc.                        |
| <b>【代表者の役職氏名】</b> | 代表取締役社長 正渡 康弘                        |
| <b>【本店の所在の場所】</b> | 東京都足立区椿二丁目2番2号                       |
| <b>【電話番号】</b>     | 03(5837)3611 (代表)                    |
| <b>【事務連絡者氏名】</b>  | 取締役管理本部長 土屋 勉                        |
| <b>【最寄りの連絡場所】</b> | 東京都足立区椿二丁目2番2号                       |
| <b>【電話番号】</b>     | 03(5837)3611 (代表)                    |
| <b>【事務連絡者氏名】</b>  | 取締役管理本部長 土屋 勉                        |
| <b>【縦覧に供する場所】</b> | 株式会社名古屋証券取引所<br>(愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号) |

## 1【提出理由】

当社は、平成29年5月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成29年5月25日

### (2) 決議事項の内容

第1号議案 監査役1名選任の件

監査役として、川俣延茂氏を選任する。

第2号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社取締役に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬として年額500万円以内（うち社外取締役は100万円以内）の金銭報酬債権を支給することとし、付与する譲渡制限付株式の総数は年10万株以内とする。なお、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定する。

### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項   | 賛成数<br>(個) | 反対数<br>(個) | 棄権数<br>(個) | 可決要件 | 決議の結果及び<br>賛成(反対)割合<br>(%) |
|--|------------|------------|------------|------|----------------------------|
| 第1号議案<br>監査役1名選任の件<br>川俣 延茂                  | 7,688      | 80         |            | (注)1 | 可決 95.40                   |
| 第2号議案<br>取締役に対する譲渡<br>制限付株式の付与の<br>ための報酬決定の件 | 7,589      | 180        |            | (注)2 | 可決 94.17                   |

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

### (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。